

令和2年度 第5回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和2年8月21日(水) 10時00分～10時51分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 藤本 真理 真伏 利典 三好 正人 八木 規夫 安井 広伸
労働者代表 太田 美子 加鹿 康夫 鈴木 基生 高津 健一 田所 伸吾
使用者代表 遠藤修一郎 栗須百合香 西場 康弘 別所 浩己 宮路 元美

4 議題

- (1) 令和2年度三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出について

5 開会

(指導官)

定刻になりましたので、只今から令和2年度第5回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてでございますが、全員ご出席していただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして三重労働局長からご挨拶を申し上げます。

(局長)

おはようございます。

(皆)

おはようございます。

(局長)

本日も残暑厳しい中、第5回目の三重地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

三重県最低賃金の改正につきましては、前回8月5日の審議会におきまして、各委員の皆様方のご尽力により、1時間874円という答申をいただいたところです。改めて答申をいただいたことに深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

この答申につきまして、異議申出の公示を行いましたところ、昨日までに5件の異議の申出がございました。

本日はこの5件の異議につきまして、当審議会のご意見を求める諮問をさせていただき、審議をお願いできればと考えております。

まだまだ、暑い時期が続き、新型コロナウイルス感染症もなかなか収束の兆しが見えないところでございます。委員の皆様方におかれましては、ご健康にくれぐれもご留意していただきまして、この後、予定されております特定（産業別）最低賃金の改正に関する審議につきましても、引き続き、よろしく願いできればと思っております。

簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(指導官)

それでは議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長に行っていただくことになっておりますので、安井会長、よろしくお願いいたします。

6 議 事

(1) 令和2年度三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出について

(会 長)

また、本日もご多様の中、委員の皆様には、本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

暦の上では、立秋が過ぎ、お盆も過ぎて、本来であれば秋らしくなってくるころですが、まだまだ真夏の真っ最中というような状況の暑い日が続いております。その中、コロナの状況もありまして、今年の夏は、夏らしい夏ではなかったのかなと。花火大会であるとか、祭りであるとかほとんどのイベントが中止になってしまい寂しい夏となってしまいました。しばらくまだこのような状況が続くかと思えます。その中で、今日の報道を見させていただきますと、若い藤井棋士が2冠を達成し8段に昇格されたということで、非常に喜ばしいニュースもありました。若い世代がこれからどんどん台頭していく社会になるのかなと改めて感じたところでございます。

本日の審議会は、異議申立に対して、皆様方のご判断をいただくという非常に重要な審議会でございます。

最後まで慎重なご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、令和2年度第5回三重地方最低賃金審議会を開催します。

議事に入る前に本審議会の議事録署名委員の指名をさせていただきます。

労側は 田所委員

使側は 宮路委員

を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、只今より議事に入らせていただきますが、先ず、全国の決定状況について事務局からご説明をいただけますでしょうか。

(室 長)

それでは、私の方からご説明をさせていただきます。

本日配布をさせていただいております事項書の方に資料を付けさせていただいて

おります。

事項書を一枚めくっていただきますと、本年度の地域別最低賃金のランク別の決定状況について資料を入れさせていただきますいております。

昨日、大阪の方が決定になり、全部で 47 都道府県のうち 46 都道府県で結審がされております。

その内訳は、3円引上げが9局、2円引上げが14局、1円引上げが17局、据置が6局、昨日現在、広島局が未答申となっております。

結審状況につきましては、全会一致の○が13局（去年は16局）、使側反対の●が23局（去年は24局）、労側反対の▲が8局（去年は2局）、その他が2局（去年は5局）でした。

ちなみに他のBランク局では、11局中プラス2円での決着が2局、プラス1円は、三重を含め6局で、据置が2局となり、全会一致は静岡局のみ据置で○全会一致となっております。

また、今年、決着した改定後の全国加重平均額は、1局が未答申のため、出ていない状況です。去年は901円でした。

最高額は東京の据え置きではございますが1,013円、最低額は792円の7局と地域間格差は221円（去年は223円）となっております。

発効日につきましては、10月1日を予定している局は23局（去年は23局）にとどまり、各局ばらつきがあるようです。

以上で、本年度の地域別最低賃金の決定状況についての説明とさせていただきます。

なお、先日の審議会の際に最低賃金改定に伴う影響率等の質問がございました。本年6月に実施した「最低賃金に関する基礎調査」の8月20日現在速報値を机上配布しております。これによれば、改定後の時間額を874円とした場合の影響率は4.0%であることをご報告いたします。なお、ランク別、都道府県別の確定値はまだしばらく先になりますのでご了承いただければと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

本件について委員の皆さんから何かございますでしょうか。特にないようでしたら、続きまして議事の一番、異議申出について事務局から説明をお願いします。

(室長)

異議申出についてですが、8月5日の本審にて1時間874円とする答申をいただき、同日、三重県最低賃金の改正決定に係る三重地方最低賃金審議会の意見に関する公示を、最低賃金法第11条に基づいて、8月5日から20日までを公示期間として行いました。

その結果、5件の異議の申出がございました。異議申出があった場合には、その申出について審議会に諮問を行い、意見を求めなければならないこととなっておりますので、諮問させていただきたいと思っております。

— 局長から会長に「諮問文」を手交する。 —

(会 長)

只今、三重労働局長から、前回の審議会の意見に対する異議申出に対する審議をしていただきたいという旨の諮問をいただきました。

その諮問文の写しを配布させていただきました。

事務局の方で朗読をお願いいたします。

(室 長)

諮問文を朗読させていただきます。

— 室長、諮問文を朗読する。 —

(会 長)

では、異議申出書の方を。

(室 長)

それでは、異議申出書を読ませていただきます。

資料2ページ以降にそれぞれ写しを付けさせていただいております。異議の内容について、提出日順に読み上げさせていただきます。

まず、三重大学人文学部准教授 前田定孝様からです。

長文でございますので、前半は法律説明等が記載されておりますので、時間の都合上、要旨を読み上げさせていただきます。

「三重労働局一般公示第147号により、最低賃金法11条1項の規定に基づき、2020年10月1日から、三重県地域別最低賃金額を1時間874円とすることを公示した。昨年度の最低賃金から1円の増額であった。

しかしながら、この結論には、看過しがたい疑義がある。その理由は、以下のとおりである。三重県地域別最低賃金額の再考を、強く求めるものである。

(1)賃金とは人間らしい生活を保障するものでなければならないこと

愛知県労働組合総連合が2016年秋におこなった「最低生計費試算調査」によると、25歳の名古屋市内在住のフルタイムの単身者で、男性は時間額1,306円(月額22万6,945円)、女性は時間額1,307円(月額22万7,075円)の賃金が、まともな生活を維持するのに必要なことが明らかになっている。

この名古屋市の水準は、物価等の地域差を考慮しても、交通手段等の費用考慮に入ると、都市部と地方とでそれほどかわらないとされる。

このことから、住民の生活が人たるに値する生活たることを三重労働局が望んでいるとすれば、少なくとも今回のようなプラス1円、874円という結論は出てこなかったはずである。

(2)コロナ禍でとくに学生アルバイトが打撃を受けている

問題は、この金額がどのように影響するかである。この場合とくに、学生アルバイトに目を転じると、とくにアルバイト賃金をその主要な生活費としている学生にとって、まさにそれは、勉学を続けるか、それともあきらめるか、という問題すらも発生させていることに注意されなければならない。すなわち、コロナ禍のもとで、最低賃金は現段階において、教育を受ける権利すらも左右するものとなっている。このことを三重労働局長は認識していただきたい。言い換えれば、三重労働局長の裁量権行使が、学生の教育を受ける権利に影響するというのが、現状である。

この点学生は、通常の青年労働者と異なって、フルタイムで働いているわけではない。しかしながらその分の労働時間に応じて、総額としての賃金も下がるのである。すなわち、低い水準の最低賃金は、青年労働者に対する影響とは異なった、場合によってはさらに大きな打撃を学生アルバイト労働者に与える可能性があるのである。このことも考慮すべきであろう。

(3)最低賃金の実質的据え置きは、これ以上の消費の低迷を招く

さらに考えなければならないことは、今回の最低賃金の実質的据え置きが、日本の消費に対して看過しがたい打撃を与えることである。そもそも最低賃金レベルの賃金をもらっている労働者は、その賃金が増額された場合、そのほとんどすべてが消費されることになると考えられる。すなわち、最低賃金を1円あげれば1円分の、2円あげれば2円分の消費拡大に直結すると思われる。ところが今回の実質的据え置きは、すなわち消費の拡大が期待できないことを意味する。

現在のコロナ禍のもとで、日本経済は今後大きく低迷することが予想される。これに対して賃金を上昇させることを通じて消費を拡大することこそが、景気の拡大のための重要な施策であると考えられる。という内容でした。

次に、三重県労働組合総連合議長様です。

「全文読み上げ」

というものでございます。

3番目に、三重県中勢地域労働組合執行委員長様です。

「全文読み上げ」

というものでございます。

4番目に、三重一般労働組合（ユニオンみえ）執行委員長様です。

「全文読み上げ」

というものでございます。

最後に、南勢ユニオン執行委員長様です。

「全文読み上げ」

というものでございます。

詳細につきましては、お手元の資料でご確認いただければと思います。

よろしく申し上げます。

(会長)

只今、説明いただきましたように、今回5件の異議申出を出していただいたよう

でございます。これを如何に取り扱うか、という諮問でございます。

先般、前回の本審で結審し、現行金額を1円引上げて874円という結論を我々は出したわけですが、今回の異議について労働者側と使用者側からそれぞれご意見を賜りたいと思います。

まず、労働者側から、如何でしょうか。

(太田委員)

私ども労働者側としましては、審議にあたって冒頭からですね、誰もがどこで働いても1,000円を目指しているということは申し上げたところでございますけれども、コロナ禍の感染影響であるとか、先行きが不透明であるという中で審議をして参りました。

今回、こちらに5件の異議申出書が出されている訳でございますけれども、その中で主に2点、年収、2,000時間位働いたとしても182万円、まだまだまともな生活ができるような水準ではないという点、今回の改正で1円となった訳でございますけれども、愛知県との差、隣県との差を考えた時には、労働力流出の一因となるということは、大きく考えていかなければならないと思っているところでございます。

そういう点で、労働者側としては、そういうようなことを主に主張してきたところではありますので、この改定額につきまして、納得しているわけではありませんが、しかし、4回の金額検討の専門部会、とりわけ最終の第4回での専門部会では、5時間に及ぶ議論の末に、労使の意見の合意はなかったということになりまして、公益見解をいただく中で、改定金額が出されたわけでございますので、こちらといたしましては、これ以上の審議の必要はないと考えているところでございます。

(会長)

ありがとうございました。

使用者側から、ご意見いかがですか。

(西場委員)

7月30日から8月4日に亘りまして、4日間、十数時間に亘っての協議をしましてまいりました。

我々は、雇用の維持、そして事業継続ということを強く主張してまいりました。結果として1円のアップ、874円と決定したわけでございますが、我々もこれで決して納得をした訳ではございませんが、4日間公労使でもめにもめて決定をした額であって、再審議については必要ないと思っております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

只今、労使それぞれのご意見をいただいたところでございます。それぞれの立場は異なりますし、金額については納得をしたものではないというご意見もありました。けれどもその中で、十分に審議を尽くした結果ということで、意見が一致しているものと、私ども判断させていただきました。

この議題におけます異議申立につきまして、当審議会の意見といたしましては、

労使の立場を念頭におきつつ十分に審議を尽くしたものという結論が出たものと考えております。

そこで、8月5日の改正決定の答申どおりの結論とさせていただきたいと思えます。

ご異議ございませんでしょうか。

— 異議なしの声 —

(会 長)

ご異議がございませんようですので、一応、賛否をいただき、決定させていただくことにいたします。

それでは、8月5日の改正決定の答申どおり、時間額 874 円との結論とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

採決の結果、全員賛成でございます。従って8月5日の改正決定の答申のとおり決定させていただきます。

それでは、「令和2年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申としたいと思えますので、事務局で答申文のご準備をよろしくをお願いします。

(指導官)

はい、承知しました。

(指導官、4階賃金室に作成に上がる)

— 答申文(写)を配布 —

(会 長)

只今、答申文の写しを配布していただきました。それでは、答申文を、事務局の方で朗読してください。

(室 長)

読み上げさせていただきます。

— 答申文を朗読する。 —

(会 長)

ありがとうございました。

答申文は、このように決定したいと思います。

それでは、答申をさせていただきます。

— 会長から局長に答申文を手交 —

(会 長)

只今本日の諮問に対する答申をさせていただきましたが、事務局からほかに何かございますか。

(室 長)

答申をいただき誠にありがとうございました。

この後、予定どおり手続をさせていただきますと、官報公示が9月1日(火)となり、効力発生日は30日を経過した以降の日となることから、10月1日の発効となります。

これにより、令和2年10月1日以降、三重県最低賃金が874円になることが、決定いたしましたので、今後は、周知をしっかりとやっていきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましても、引き続き、周知の方にもご協力いただければ幸いに存じます。

よろしく願いいたします。

(会 長)

本日予定をしております議題は以上でございます。

先ほど答申させていただきました結果、今年の最低賃金は10月1日より874円となることが決定しました。

前回の本審の中では、労使一致をみることができませんでしたけれども、ラグビーを参考にさせていただきますと、試合が終わればノーサイドということで、それぞれ意見の違いがあったもののこれから874円を守っていただきまして、しっかり三重県経済の発展に繋げていっていただきたと思っております。

また、来月からは、特定(産業別)最低賃金も始まってまいります。委員の皆様には、色々な点でご理解ご協力を賜らなければというふうに思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上をもちまして令和2年度第5回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上